

## 宮崎市屋外広告物等に係る是正指導要綱の概要

### 1. 目的

- ・違反広告物等に対する是正指導の行い方の明確化

### 2. 特徴

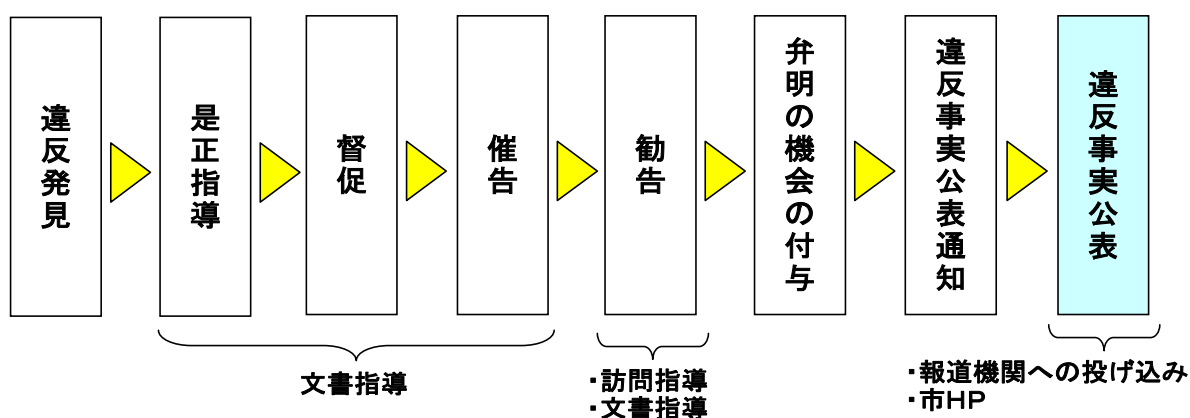
- ・是正指導手順のフローチャート化
- ・違反広告物の広告主の氏名公表制度の具体化

### 3. 是正指導対象者

- ・原則、広告主
- ※ケースによっては、広告業者、管理者

### 4. 是正指導手順の基本フローチャート

是正指導以降の段階は、2～3ヶ月毎が目安。



### 5. 周知期間と運用開始

- ・周知期間：～平成29年1月3日まで
- ・運用開始：平成29年1月4日から

### 6. 対象とする違反広告物

- ・平成29年1月4日以降に本市が新たに発見した違反広告物

### 7. 重要

- ・違反の大小に関わらず、本違反是正指導要綱により対応する。
- ※事前に相談し、許可を受けていれば違反広告物は発生しないため